

国 地 契 第 2 5 号
国 官 技 第 1 7 3 号
平 成 2 2 年 9 月 6 日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて

国土交通省大臣官房
地 方 課 長
技 術 調 査 課 長

「ユニットプライス型積算方式の試行について」の一部改正について

今般、公共工事標準請負契約約款が改正され、その実施が平成22年7月26日付け国土交通省中建審第1号により国土交通大臣あて勧告されたことを受けて、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）を一部改正することとしたことに伴い、整合性を図る観点から、「ユニットプライス型積算方式の試行について」（平成16年12月16日付け国地契第27号、国官技第192号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「ユニットプライス型積算方式試行実施要領」第3の2.1)中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

附 則

この通知は、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

ユニットプライス型積算方式試行実施要領

平成16年12月16日 国地契第27号
国官技第192号

最終改正 平成22年9月6日 国地契第25号
国官技第173号

第1 目的

ユニットプライス型積算方式（以下「本方式」という。）は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分（以下「ユニット区分」という。）毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行うものであり、積算価格の的確性・市場性の向上、工事目的物と価格との関係の明確化、契約上の協議の円滑化、請負者の有する技術力の活用促進、積算業務の合理化等を図ることを目指すものである。

なお、本方式においては、発注者と請負者が請負代金額の総額で契約を締結した後、ユニット区分毎の単価について合意を行うことにより、契約上の事務手続の円滑化を図るとともに、以後の積算業務の効率化を図るものである。

第2 試行における対象工事の範囲

「土木請負工事における設計書及び工事数量総括表に関する標準的な構成内容について」（平成8年4月1日付け建設省技調発第90号）に定める工事工種体系に基づく次に掲げる工事を対象とし、当分の間、その中から本方式の試行工事を抽出するものとする。

- 1) 河川改修事業における築堤・護岸工事
- 2) 河川維持修繕事業における河川維持工事及び河川修繕工事
- 3) 砂防・地すべり対策事業における砂防堰堤工事
- 4) 道路新設・改築事業における道路改良工事及び舗装工事（新設工事に限る。）
- 5) 共同溝・キャブ事業における電線共同溝工事
- 6) 道路維持修繕・雪寒事業における道路維持工事及び道路修繕工事

第3 本方式における留意点

本方式は、基本的には積算方法の変更を行うものであり、入札・契約方法を変更するものではない。したがって、契約の相手方の決定は、従来どおり、原則として、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とするなど、本方式における入札・契約に関する基本的な手続きは従来どおり実施するものである。

ただし、本方式においては、契約を締結した後、ユニット区分毎の単価について、発注者と請負者が合意を行うこととなるため、以下の点について留意して実施すること。

1. 公告等による入札参加者への周知

以下に該当するものに、 内の文を記載することにより、本方式の試行対象工事であることを入札参加希望者に周知するものとする。

- | | |
|--------------|---------------|
| 一般競争入札の場合 | ：入札公告及び入札説明書 |
| 公募型指名競争入札の場合 | ：揭示及び技術資料作成要領 |

工事希望型競争入札の場合：送付資料
上記以外の指名競争入札の場合：指名通知

(記載例)

- (○) 本工事は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分(以下「ユニット区分」という。)毎のデータベース化された単価をいう。)を用いて積算を行う「ユニットプライス型積算方式」の試行工事である。なお、本工事におけるユニット区分毎に合意された単価は、以後のユニットプライス型積算方式の試行工事における積算に活用される。
- (○) 本工事では、請負代金の総額により契約を締結した後、ユニット区分毎の価格を協議し、単価合意書を締結する。請負代金額の変更については、単価合意書記載の単価を基礎として定め、単価合意書によることが不適当な場合には、発注者と請負者が協議して定める。

2. 契約書等の記載

本方式においては、発注者と請負者が請負代金の総額で契約を締結した後、ユニット区分毎の単価について合意を行い、これにより、請負代金額の変更等の以後の契約手続を円滑に行うこととしている。このため、工事請負契約書の記載等については、次のとおりとするものとする。

1) 契約書の記載

① ユニット請負代金内訳書及び単価合意書

本方式の実施にあたっては、請負者から請負代金内訳書に代わるユニット請負代金内訳書の提出を受け、ユニット区分毎の単価の協議を行った上で、当該請負者と単価合意書を締結する必要があることから、工事請負契約書第3条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書（ユニット請負代金内訳書及び工程表）

- 第3条 受注者は、この契約締結後○日以内に設計図書に基づいて、ユニット請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 3 発注者及び受注者は、内訳書の提出後、すみやかに、その内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。ただし、協議の開始から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 単価合意書（変更後の単価合意書を含む。）は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 受注者は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、○日以内に設計図書に基づいて、発注者に提出しなければならない。
- 6 第3項の規定は、単価合意書を変更する場合に準用する。

[注] 第1項の○の部分には、原則として、「30」と記入する。

第3項及び第5項の○の部分には、原則として、「14」と記入する。

② 請負代金額の変更方法

本方式の実施にあたっては、請負代金額の変更を単価合意書記載の単価を

基礎として定めることが可能なように、工事請負契約書第24条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、数量の増減が著しく単価合意書記載の単価に影響があると認められる場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない項目が生じた場合又は単価合意書によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあっては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあっては、単価合意書記載の単価を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

2・3 (略)

③ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

本方式の実施にあたっては、賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の算定を単価合意書に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書第25条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 (略)

2 (略)

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、単価合意書及び物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として「14」と記入する。

4～8 (略)

④ 不可抗力による損害

本方式の実施にあたっては、不可抗力による損害の額の算定を単価合意書に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書第29条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書（不可抗力による損害）

第29条 (略)

2～4 (略)

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、単価合意書に基づき算定し、単価合意書に基づき算定することが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 (略)

⑤ 部分払

本方式の実施にあたっては、部分払金の額の算定を単価合意書に基づいて行うことが可能なように、工事請負契約書第37条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書 (部分払)

第37条 (略)

2～5 (略)

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、単価合意書により定め、単価合意書により定めることが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項前段の通知をした日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

[注] ○の部分には、原則として、「10」と記入する。

7 (略)

⑥ 部分引渡し

本方式の実施にあたっては、部分引渡しの場合における指定部分に相応する請負代金の額を単価合意書により定めることが可能なように、工事請負契約書第38条に以下のとおり必要な事項を記入するものとする。

(記載例)

工事請負契約書 (部分引渡し)

第38条 (略)

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、単価合意書により定め、単価合意書により定めることが不適当な場合には、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項の検査の結果の通知をした日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

＝指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金額／請負代金額）

[注] ○の部分には、原則として、「１４」と記入する。

２）共通仕様書の適用

本工事においては、共通仕様書 第３編 １－１－２の規定は適用しないものとする。

３）特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第◇条 ユニットプライス型積算方式の試行について

（目的）

１．本工事は、発注者がユニットプライス（請負代金の総額を構成する基本区分（以下「ユニット区分」という。）毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行うものであり、積算価格の的確性・市場性の向上、工事目的物と価格との関係の明確化、契約上の協議の円滑化、請負者の有する技術力の活用促進、積算業務の合理化等を図ることを目指す「ユニットプライス型積算方式」の試行工事である。

なお、本方式の実施にあたっては、別添「ユニットプライス型積算方式実施要領」に基づき行うものとする。

（ユニットプライス規定集）

２．別添「ユニットプライス規定集」は、ユニット区分毎の単価の協議を円滑に行うため、ユニット区分毎の積算条件を規定したものである。

（共通仕様書 第３編 １－１－２の適用）

３．共通仕様書 第３編 １－１－２の規定は、本工事では適用しないものとする。

（合意単価の公表）

４．発注者・請負者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。

３．積算

別途定める「ユニットプライス型積算基準〔試行用〕」に基づき積算するものとする。

４．図面

図面は、従来どおりに作成するものとする。

５．工事請負契約書締結直後の単価協議・合意

工事請負契約書締結直後の単価協議・合意は、工事請負契約書第３条第１項及び第３項の規定に基づき実施する（２．１）①の契約書記載例参照）ほか、以下の手続により実施するものとする。

＊契約締結後速やかに、請負者に別記様式１を参考としたユニット請負代金内訳書の様式を配布する。

＊ユニット区分毎の単価の協議（以下「単価協議」という。）は、請負者が提出した「ユニット請負代金内訳書」と発注者が「ユニットプライス型積算基準〔

試行用]」に基づき積算した資料に基づき行う。

*単価協議が成立した場合、別記様式2を参考とした単価合意書を締結する。また、単価合意書を締結する際には別記様式3を参考とした「単価表」を作成するものとする。

*単価合意書の締結後、当該単価合意書を速やかに公表するものとする。
この場合においては、公表は閲覧に供することにより行うものとする。

6. 請負代金額の変更

請負代金額の変更は、工事請負契約書第24条の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ②の契約書記載例参照)

*請負代金額の変更における変更金額の積算は、既に合意した単価を基本に、別途定める「ユニットプライス型積算基準[試行用]」に基づき積算する。

*請負代金額の変更は、従来どおり、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。

7. 請負代金額の変更後の単価協議・合意

請負代金額の変更後の単価協議・合意は、工事請負契約書第3条5項及び第6項の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ①の契約書記載例参照)

なお、請負代金額の変更後の単価協議及び単価合意書の締結は、上記5. の手続の例により実施するものとする。

8. 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更は、工事請負契約書第25条の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ③の契約書記載例参照)

9. 不可抗力による損害の額の算定

不可抗力による損害の額の算定は、工事請負契約書第29条の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ④の契約書記載例参照)

10. 部分払

部分払の額の算定は、工事請負契約書第37条の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ⑤の契約書記載例参照)

11. 部分引渡しに係る請負代金の額の算定

部分引渡しに係る請負代金の額の算定は、工事請負契約書第38条の規定に基づき実施するものとする。(2. 1) ⑥の契約書記載例参照)

12. 監督及び検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

第4 その他

1. 本方式の円滑な実施

発注者及び請負者は、本方式の主旨を十分踏まえつつ、本方式の円滑な実施に努めるものとする。

2. 効果等の把握

本方式での試行にあたっては、本方式の今後の一層効果的かつ効率的な実施方策の検討に資するよう、次の項目を基本に、効果及び課題の把握等を行うものとする。

1) 実施により期待される効果

① 積算価格の的確性、市場性の向上

本方式では、発注者と請負者との直接の取引価格を工種単位で蓄積・分析して以後の積算に用いることから、現在の労務単価、資材単価の積上げ方式に比して、現実の市場に即した透明でよりの的確な積算が期待されるため、その効果について把握する。

② 工事目的物と価格との関係の明確化による計画的な事業執行

本方式では、合意された単価は工種毎に直接工事費とそれに連動する間接工事費を合わせたものとなっていることから、工事と価格との関係が明確になり、工事のコスト管理が容易となる結果、発注者及び請負者双方にとって計画的な業務執行が図られることが期待されるため、その効果について把握する。

③ 契約上の協議の円滑化

本方式では、請負代金額の変更等において、あらかじめ合意した価格を用いること、各ユニット毎の条件や費用内訳が明確になることから、以後の設計協議等契約上の協議の円滑化が期待されるため、その効果について把握する。

④ 請負者の有する技術力の活用促進

本方式では、工事の完成型のみを規定し、想定した工法を示さないことから、請負者が行う工法・材料等の選択に自由度があり、有用な技術の活用が期待されるため、その効果について把握する。

⑤ 積算業務の合理化

現在の積上げ方式では、標準的な工法や施工プロセス等を想定し、別途調査した労務単価等を用いて積算を行っているが、本方式では、合意された単価に基づくユニットプライスにより積算を行うことから、労務単価等の調査や工種毎の積上げ積算が不要となり、積算業務の労力が軽減されると期待されるため、その効果について把握する。

⑥ 合理的な下請価格の形成

発注者と請負者（元請業者）間で締結した単価合意書を公開することにより、元請業者と下請業者の間では、当該単価合意書における各ユニット当たりの単価を前提とした合理的な下請価格が形成されることが期待されるため、その効果について把握する。

⑦ その他の効果

2) 実施に伴う課題

本方式の実施に伴う実務上及び制度上の課題等を把握する。

(別記様式1)

平成 年 月 日

(発注者) 殿

(請負者) 住 所:
氏 名:

印

ユニット請負代金内訳書

工事名 ○○工事
契約年月日 平成 年 月 日
工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日

工事区分・工種・種別・ユニット区分	プライス条件／プライス条件区分	契約 単位	数量	単 価	金 額	構成比率(%)			特筆事項 (見積条件)
						直接 工事費	共通 仮設費	現場 管理費	
舗装		式							
舗装工		式							
アスファルト舗装工		式							
下層路盤(車道部)	平均厚さ 225mm 以上 275mm 未満 平均幅員 1.4m以上 材料 RC-40・30	m2							
上層路盤(車道・路肩部)	平均厚さ 125mm 以上 175mm 未満 平均幅員 1.4m以上 材料 RM-40・30	m2							
基層(車道・路肩部)	平均厚さ 45mm 以上 55mm 未満 平均幅員 1.4m以上 材料 再生粗粒度 As(20)	m2							
表層(車道・路肩部)	平均厚さ 45mm 以上 55mm 未満 平均幅員 1.4m以上 材料 再生密粒度 As(20・13)	m2							
直接工事費(ユニット)		式							
間接工事費(ユニット)		式							
共通仮設費		式							
安全費		式							
交通誘導員	勤務形態 昼間勤務(交代要員無し)	式							
共通仮設費(率計上)		式							
工事原価		式							
一般管理費等		式							
工事価格		式							
消費税相当額		式							
工事費計		式							

(別記様式2)

単 価 合 意 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に契約した〇〇工事における契約の変更を用いる単価（契約単位が一
式の項目については、金額）について「単価表」のとおり合意する。

なお、新規工種の追加に係る単価など、本書に定めのないものについては、別途協議するもの
とする。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	支出負担行為担当官 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

請負者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

(別記様式3)

単 価 表

工事区分・工種・ 種別・ユニット区分	プライス条件／プライス条件区分	契約単位	数 量	合意単価	金 額	特筆事項 (合意条件)
舗装		式				
舗装工		式				
アスファルト舗装工		式				
下層路盤(車道部)	平均厚さ 225mm 以上 275mm 未満 平均幅員 1.4m 以上 材料 RC-40・30	m2				
上層路盤(車道・路肩部)	平均厚さ 125mm 以上 175mm 未満 平均幅員 1.4m 以上 材料 RM-40・30	m2				
基層(車道・路肩部)	平均厚さ 45mm 以上 55mm 未満 平均幅員 1.4m 以上 材料 再生粗粒度 As(20)	m2				
表層(車道・路肩部)	平均厚さ 45mm 以上 55mm 未満 平均幅員 1.4m 以上 材料 再生密粒度 As(20・13)	m2				
直接工事費(ユニット)		式				
間接工事費(ユニット)		式				
共通仮設費		式				
安全費		式				
交通誘導員	勤務形態 昼間勤務(交代要員無し)	式				
共通仮設費(率計上)		式				
工事原価		式				
一般管理費等		式				
工事価格		式				
消費税相当額		式				
工事費計		式				